

**勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割
の還付請求書**

		※整理番号			
平成 年 月 日 都道 府県 知事殿		住 所		〒 電話 — —	
		（フリガナ）			
		氏 名		㊦	
個 人 番 号					
勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の還付を下記のとおり請求します。					
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額 （ 特 別 徴 収 さ れ た 日 ）		勤労者財産形成住宅貯蓄		勤労者財産形成年金貯蓄	
		円 （平成 年 月 日）		円 （平成 年 月 日）	
賃 金 の 支 払 者	名 称	〒 電話 — —			
	所 在 地				
勤 務 先	名 称	〒 電話 — —			
	所 在 地				
貯 蓄 の 種 類		勤労者財産形成住宅貯蓄		勤労者財産形成年金貯蓄	
事 務 代 行 先	名 称	〒 電話 — —		〒 電話 — —	
	所 在 地				
受 入 機 関 の 営 業 所 等	名 称	〒 電話 — —		〒 電話 — —	
	所 在 地				
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		・ 契約者番号（ ） ・ 契約日（ 年 月 日）		・ 契約者番号（ ） ・ 契約日（ 年 月 日）	
災 害 等 の 事 由	租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2				
	☐ ① 1号該当（災害による家屋の損害） ☐ ② 2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超） ☐ ③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫）			☐ ④ 4号該当（特別障害者に該当） ☐ ⑤ 5号該当（離職）	
災 害 等 の 事 由 の 生 じ た 年 月 日		平成 年 月 日			
添 付 書 類 の 名 称					
還 付 を 受 け よ う と す る 銀 行 又 は 郵 便 局		イ 銀行等 銀 行 本店・本所 金 庫・組合 出 張 所 農 協・漁協 支 店・支所 預 金 口 座 番 号		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	
				貯金口座の記号番号 —	
				ハ 郵便局等窓口 —	
税 理 士 署 名 押 印		㊦			

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の還付請求書の記載要領等

1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の還付請求制度について

この請求書は、地方税法施行令の一部を改正する政令附則第2条第10項又は第11項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、災害等の事由が生じたことにより勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約した場合に、その払出し等に係る利子等について特別徴収された道府県民税利子割又は配当割の還付を受けるため、以下の都道府県税務事務所に提出するものです。

・道府県民税利子割の還付…受入機関の営業所等所在地の都道府県税務事務所

・道府県民税配当割の還付…特定配当等の支払を受けるべき日現在における住所地の都道府県税務事務所

なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の還付請求書（別紙）」と併せて提出してください。

（注）1 この請求書は、平成30年3月31日までに提出する必要があります。

2 所得税の還付を受けるためには、住所地の所轄税務署長に対して、別途還付請求を行う必要があります。

2 各欄の記載方法

(1) 「住所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、あなたの住所、氏名及び個人番号を記載してください。

(2) 「還付を受けようとする金額（特別徴収された日）」欄には、特別徴収された道府県民税利子割又は配当割及び特別徴収された日を勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の別に記載してください。

(3) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。

(4) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。

(5) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。

(6) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。

(7) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。

(8) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の還付請求書（別紙）」に記載してください。）。

(9) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(8)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。

（注）災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

(10) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。

(11) 「還付を受けようとする銀行又は郵便局」欄には、還付を受けようとする金融機関名及び口座番号等を記載してください。

(12) 「税理士署名押印」欄には、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(13) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等の事由が生じたこと等を証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。

（添付書類の種類）

区 分		添付書類の例示
共 通		・利息計算書等（財形非課税貯蓄の払出し等に係る利子等について徴収された道府県民税利子割又は配当割の額及びその徴収された年月日の証明）
①、②又は③に該当する場合		・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
①	災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③	一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④	特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

（注）1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。

2 医療費の対象となるのは、地方税法第34条第1項第2号及び同法第314条の2第1項第2号に規定する医療費になります。

**勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の
還付請求書（別紙）**

【共通記載事項】

- あなたと生計を一にする親族の状況（請求書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）

氏名	続柄	住所又は居所

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

- 被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）

家屋の所在地	所有者氏名	被災状況

- 医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）

医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
				円
合 計				

- 寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）

区分	要因	あなたの合計 所得金額見積額	扶養親族又は生計を 一にする子の氏名	左記の方の 合計所得金額見積額
寡婦 ・ 寡夫		円		円

- 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）

手帳などの種類	交付年月日	障害の程度（等級など）

- 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）

離職先の名称	離職理由	離職年月日

**勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る
道府県民税利子割又は配当割の還付請求書（別紙）の記載要領等**

この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の還付請求書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、請求書とともに提出するものです。

【共通記載事項】

- 「あなたと生計を一にする親族の状況（請求書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

請求書に記載した災害等の事由が「① 1号該当（災害による家屋の損害）」、「② 2号該当（医療費の金額の合計額が 200 万円超）」又は「③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

- 1 「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領

被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。

（注）あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限りします。

- 2 「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領

あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。

なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が 200 万円を超える必要がありますのでご注意ください。

（注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。

- 3 「寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

(1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。

(2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。

(3) 「あなたの合計所得金額見積額」欄には、あなたが「寡夫」に該当する場合に、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

(4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。

(5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

- 4 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領

(1) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。

(2) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。

- 5 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領

「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者又は同法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。